

2015.9.4

女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（案）に対する意見

基本問題・影響調査専門調査会 委員 岡本直美

第2部 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

【13 ページ 2（5）公務部門による率先垂範】

- 公務部門については、臨時・非常勤職員の処遇改善につながる取り組みをお願いしたい。この法律の参議院の付帯決議には、臨時・非常勤職員の実態把握に関する文言が入っている。ぜひ職種ごとに、地方公務員法のどの規定で任用されているのか、実態を詳細に把握いただき、今後の処遇改善の取り組みにつなげていただきたい。

【14 ページ 2 事業主行動計画策定指針の策定に当たっての観点】

- 厚生労働省雇用均等分科会の建議には、指針策定にあたって労使の対話等が重要である旨が記載されていたと思う。この基本方針においても、法に基づく行動計画の実効性を高める観点から、労使の対話に関する記載を入れていただきたい。

【14 ページ 4 女性の職業選択に資する情報の公表】

- 公務の情報公表についても内閣府令に基づいて行われるものと認識している。民間分野についてはこの件に関する報道もなされているところだが、ぜひ公務分野についても、積極的な情報公表を促すとともに、公表の形も自治体間で比較可能な形とするようお願いしたい。公務分野においては、求職者に対するアピールだけでなく、まさに率先垂範や、公的責任という観点からも、情報の積極的な公表が求められると考える。

第3部 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策

【21 ページ 3（2）（ア）（イ）推進計画策定の必要性】

- 推進計画を策定する際に、各自治体の「男女共同参画と一体のものとして策定するものも考えられる」と記載があるが、主客転倒とならないよう、釘を刺しておきたい。あくまで男女共同参画計画がメインであり、その一部分と

して女性活躍の推進計画が位置付くとの認識で良いか。この点については、逆にならないよう、繰り返し念押しをしたい。

- また、各自治体の推進計画には、できるだけ 16 ページにも記載のあるような、「非正規雇用における雇用環境等の整備」を各自治体でも何らかの形で進めていただけたらと思う。このことは女性活躍の大事なポイントであると考えている。

【21 ページ 3 (2) (ア) (イ) 実施状況の点検・評価】

- 地域の推進計画の PDCA サイクルを回すことは、極めて重要なポイントであると考えている。22 ページには内閣府が推進計画の策定状況をフォローアップするとあるが、国はどのように関わる予定か。PDCA をしっかり担保できる体制としてほしい。

【22 ページ 3 (2) (イ) 相談体制の構築】

- 地域において女性活躍のワンストップ機能を果たすことが望ましいとの記載を評価したい。ぜひ推進していただきたいと思う。その一方で、DV など男女共同参画の他の分野に関する取り組みも含めて、できるだけワンストップで対応できる体制の構築をお願いしたい。